

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第 17 回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成 14 年 3 月 12 日（火）16:30～18:10

2. 場所：永田町合同庁舎 2 階 会議室

3. 出席者：

（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、河野栄子、
佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、
森稔、八代尚宏の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣、熊代副大臣

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、中城審議官、竹内審議官、
宮川事務室長、長屋事務室次長

4. 議事次第

- （1）「規制改革推進 3 か年計画」の改定状況等
- （2）来年度の運営方針
- （3）その他

5. 議事

○宮内議長　それでは、定刻となりましたのでただいまから第 17 回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

今日は御多忙のところ、石原大臣、熊代副大臣の御出席をいただきまして、ありがとうございます。

なお、委員では神田、米澤両委員が御欠席ですが、高原委員はおくれておいでになります。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、今日はテーマが 2 つございまして、1 つは推進 3 か年計画の改定状況につきまして御説明を受けるということ、もう 1 つは来年度の運営方針につきまして皆様方、委員の間で意見交換をさせていただくという 2 点でございます。

それでは、まず最初に規制改革推進 3 か年計画案としての改定状況につきまして、事務局から今回の改定方針、改定計画の全体構成、各省や与党との調整状況等を含めて御説明をお願いいたしたいと思っております。お手元の分厚い資料に基づいてお願い申し上げたいと思っております。

○宮川室長 事務局、室長の宮川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、資料の御確認でございますけれども、議長がおっしゃられた3か年計画改定の資料でございますけれども、資料1と2でございます。1は概要でございます、2は本体でございます。なお、本体の方は日々というよりも刻々変わっております、今日のもは最新ではございますけれども、数時間後にはまた変わるものでございますので、今日は申し訳ございませんけれども、お手元にお預かりさせていただきたいと思ひますが、これについては後ほど回収させていただければと思ひております。

それでは、お手元の資料1に従ひまして御説明させていただきたいと思ひます。

まず、スケジュールでございますけれども、私どもこの3か年計画改定につきましては3月末の週に閣議決定させていただきたいと思ひておりまして、現在は26日もしくは29日の線で調整を図っているところでございます。

この3か年計画改定全体の構成でございますが、以下の4項目から構成されております。

まず、1つ目の項目でございますけれども、規制改革推進のための基本方針、また制度的取り組みなどを述べております共通的事項が1番目でございます。

2番目は、昨年12月にこの場におきまして出させていただきました第1次答申を受けました平成13年度重点計画が第2番目の項目でございます。

第Ⅲ章といたしまして、IT、環境、基準認証といった横断的な分野についての措置事項が記載されております。

第Ⅳ章といたしまして、医療、教育、福祉、金融といった分野別の措置事項が記載されているところでございます。

なお、「※」にございますように、Ⅱの各事項は平成13年度の改定に当たっての重点事項という位置づけをしております、同じような項目がⅢ、Ⅳとございますので、この項目については再掲という形でダブルで書かれているということでございます。

なお、ⅢとⅣにつきましては、今申し上げました第1次答申の具体的施策の部分を書き上げているのと合わせまして、昨年度3月に決定いたしました規制改革推進3か年計画に掲載されております元の項目と、内外からいろいろ要望、意見が寄せられておりますが、これを受けての項目も加味されているところでございます。

それでは、個別事項について御説明させていただきます。

個別事項でございますけれども、まず第Ⅰ章の共通的事項でございます。

ここでは、本計画の目的、規制改革推進の基本方針に関する記載がなされておりますほ

か、行政機関による法令適用事前確認手続、いわゆるノーアクションレターといった規制改革推進のための制度的取り組みが紹介されております。また、本計画のフォローアップについても記載され、その結果公表についても記述がなされているところでございます。

第Ⅱ章でございますけれども、平成13年度重点計画事項でございますが、第1次答申を最大限尊重するという閣議決定を受けまして第1次答申の指摘事項を重点計画事項として新たに章立てをし、列挙しているところでございます。

第Ⅲ章でございますけれども、横断的措置事項でございます。そこに書いてございますように、1から5までの各分野がございまして、各分野ごとに基本方針、重点事項、個別事項からなっておりまして、特に個別事項については御承知のとおり短冊形式になっております。この短冊につきましては平成13年度から15年度までの間の実施予定時期もここに記述されているということでございます。

なお、個別事項の主なものを列挙させていただいております。

まず、IT関連でございます。先般新聞記事にもなっておりましたが、非接触型のICカード、いわゆる触れなくても定期が駅で通過できるようなICカードについて、従前の設置の際の申請手続が簡素化されたということが決まっております、これが記載されております。

環境関係はむしろ環境規制の強化につながるのかもしれませんが、土壤汚染関係について対策の樹立を図るべしということでございまして、これは土壤汚染防止法の法律が今国会に上程されているところでございます。

3番目の競争政策等の関係では、独禁法の改正につながりますけれども、大規模会社の株式保有制限について規制の撤廃を図るという部分が盛り込まれているところでございます。

4番目と5番目は基準認証関係、資格制度関係でございますが、これは自民党、政府全体でもそうでございますけれども、今、公益法人の見直しという議論が行われておりまして、これにやや関連いたしまして、記載事項が多少変わる可能性がございます。基準認証につきましては、通信端末機器の基準認証にかかわって自己認証制度を導入する。資格制度につきましては、障害を欠格事由として資格を取得できないとしている制度、例えば獣医師や船員がございまして、これについて欠格条項を見直すといった記載がなされているところでございます。

それでは、第Ⅳ章目の分野別措置事項でございます。

まず、第1番目の法務関係でございますが、これも第1次答申でうたわれておりますけれども、弁護士の業務独占とされる法律事務の範囲の明確化が記載されております。また、会社更生法の改正ということで更生手続開始条件の緩和についてもうたわれているところでございます。

2番目は金融関係でございますけれども、いわゆるETFと呼ばれる株価指数連動型の上場投資信託について銀行の窓口販売ができるように法令措置を行うということが記載されております。

また、社債等の無券面化を可能とした新たな振替制度についても記述がなされており、これも第1次答申の指摘事項でございます。

3番目の教育、研究関係でございますが、大学・学部の設置規制の準則主義化。これは手続や書類の簡素化と合わせて、従前、重層的な認可ルールがあったわけでございますけれども、これを簡素化しようという御指摘が第1次答申にございまして、これをそのまま書いたものでございます。

また、第三者による評価認証制度についても第1次答申に記載されておりましたが、これを踏襲するというところでございます。

また、コミュニティスクールのための法制度整備に向けた実践研究の推進も第1次答申で記載されているのを踏襲したものでございます。

学校選択制度の導入推進、これも同じでございます。

4番目の医療でございますけれども、これが党との関係、役所との関係でまだ調整が済んでおりません。特にここに書いてあります以外に五つの点について調整が必要と考えているところでございます。

まず第1点目でございますけれども、レセプトの直接審査について第1次答申で記載させていただいたところでございますけれども、関係省庁とまだ要調整。

第2番目は直接契約の部分でございますが、これについてもまだ合意をいただいております。

3番目につきましては、いわゆる混合診療、公民ミックスでございますけれども、これにつきましてもまだ意見が合意に至っていないところでございます。

4番目の株式会社導入についても、まだなかなか難しい。

5番目は医師関係ではございませんけれども、いわゆる薬剤師関係で医薬部外品の拡大についても記述についてやや異議ありということでございまして、この医療関係でまだ調

整がついていない状況でございます。

ちなみに、党の関係で申し上げますと、明日、自民党の行革推進本部の下に規制緩和委員会がございまして、臼井日出男先生がヘッドになっているわけですが、こちらの方に厚生労働部会長の金田先生が来て説明する、今申し上げたような意見について述べに来るといふプロセスがございまして。

医療関係はそれ以外に広告規制、レセプトの電子請求の原則化等々については基本的にはオーケーということでございます。

5番目の福祉等の関係も基本的には合意に至っておりますが、若干の字句の修正のところでは各省庁との調整が今行われているところでございます。

項目的には1番目のPFIを活用した公設民営による介護・保育施設の整備を推進する。社会福祉法人のあり方の見直しをするということでございまして、その微修正のところではございますけれども、総論のところでは「社会福祉法人以外の民間企業に比して予算上、税制上、要するに社会福祉法人が優遇を受けている」といったくだりがあるのですけれども、これは憲法上そういうふうには認められているのだから、憲法の話も入れてくれという細かい話を厚生労働省から言われてございまして、そういう字句修正を今やっているところでございます。

6番目の雇用・労働関係でございまして、1つ目の民間職業紹介事業者が徴集できる手数料の見直しでございまして、これは皆様も御承知のとおり、従前は求人企業の側からお金をとれたわけではございますが、求職者の労働者側からはお金がとれないという制度についてその見直しを図ったということでございまして、これについては答申のとおり書かせていただいているということでございます。

労働者派遣における派遣期間制限の緩和、派遣対象業務の拡大といった指摘をさせていただいておりますが、これにつきましては委員の先生方から不十分ではないかという御指摘もいただいております。今日、ワーキンググループを開いていると伺っておりますが、特に派遣対象業務の拡大につきましては従前の26分野についてもう少し深掘りをすべきではないかという御指摘をいただいているということで、厚生労働省も検討については前向きに対応するというので、この種の記載をこの短冊の中に書かせていただいていると伺っているところでございます。

7番目の農林水産業関係でございまして、農業経営の株式会社化というくだりでございまして、これについても自民党との関係で調整が若干ありましたけれども、これは先

ほど株式会社等と「等」を入れることで同意をいただいたということでございまして、「等」の中身は有限会社とかいろいろな形態がほかにも認められておりますので、そういうものを含める。ただし、株式会社というはっきりした書き方はそのままということでございまして、一応調整が終わったと思っているところでございます。

8番目の流通関係でございすけれども、これについてはフランチャイズ・システムに関して例えば独禁法のガイドラインの改正をする等の措置が行われているほか、必要に応じて所要の法改正も視野に入れるといったことが書かれてございます。

エネルギー関係は電力・ガスの小売自由化範囲の拡大ということでございすけれども、これにつきましては役所と事務局で短冊の書きぶりについて調整がついておりませんで、今回の短冊の中では白紙で書かせていただいておりますけれども、これは要調整ということでございす。

10番目の土地絡みの話でございすけれども、これは既に調整が終わっておりまして、具体的には民間の提案型によります都市計画の策定ということで、これは関係法令が既に国会に上程されている状況になっております。

また、マンション建替えの円滑化のための法制度ということで、建替え組合の法人化を主眼とする法改正についても既に上程がなされているところでございす。

11番目の運輸関係はワンストップサービスの話でございまして、税関の手続、出入港手続を1カ所でできるといったあたりを書かせていただいております。

12番目の危険物・保安につきましては、保安四法の性能規定化・自主検査の推進といったあたりを具体的に記載させていただいております。

以上でございす。

○宮内議長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がございましたらどうぞ御事由にお願いします。

○鈴木委員　この構成ですけれども、重点事項を書いて、それに去年の第1次答申の全文盛り込んで、その中から実際に現実に、表現的には「やるべきである」と書いてある。つまり実施項目だけを抜き出して、そしてそれを短冊の中に落とし込むというのは最近初めてやった新しい試みですけれども、それ自体は決して悪いことではないと思います。わかりやすいということ、この前もそうでしたけれども、短冊の中は要するに簡潔に結論だけを明示するというので、そのかわり短冊主義のときにはそれに至った過程がはっきり

しないという欠陥もあったから、それはそれでいいのだけれども、2つ並べてみますと最初に書いてあるものがどういう地位を占めるのかということが必ずしもはっきりしない。要するに、短冊をごらんになるに当たって、こういう事柄が去年12月の第1次提言で出されているから御参考までに読んでおいてくださいということなのか。それとも、これは同時に短冊と並列して別途に拘束力を持つ決定なのか。ここら辺のところがいまひとつはっきりしない。

もしそうだとすると、その両方が同時に拘束力を持つとするならば、短冊とこの中の最初に書いてあるものと骨子の部分、いわゆる決定の部分がすべて短冊の中に網羅されていなくてはおかしいではないかという気がするのですけれども、私の担当しているエネルギーの分野は今は折衝中というのだから御努力を期待しますけれども、今までの過程の中ではそれが違っていた。私は電気事業審議会をあれして冒頭でメンションせざるを得なくて、事情についていろいろ御説明したのですけれども、非常にナーバスな問題があって、あの短冊自体で結果的にどう処理するかということで申し上げのだけれども、そこがスキップされているのは、昨日も実は綱引きをやったけれども、頑に拒否して一步も進まない。

質問は何かというと、要するに先に書いてある重点計画事項の法的性質は何か、短冊との関係はどうか。その両者が仮に一致してダブルに決めているというのだったら、なぜこちら側で書いてあるものの別紙では全部こちら側の短冊にインプリメントされないのか、もしされない場合はそれでいいのか、ここをはっきり教えてください。

○岡本審議官 まず重点計画の位置づけでございますが、重点計画は今御説明させていただきましたように、まさに第1次答申を実のあるものにするということを明確にし、かつ鈴木委員が今御指摘のようにわかりやすくするためにつくったものでございますので、これはまさに政府の行う計画として位置づけられるもの。したがって、従来の短冊に書いてあることと同じような計画事項として各省が実施していくという規範力を持っているものとしておりますので、例えば答申では「何々すべき」と書いたところは「何々する」と書きかえたり、やや説明にわたり過ぎるものを直すということをしてしておりますが、基本的に第1次答申をそのまま入れてやっているという同じ規範力を持っていると考えております。

そういう中で例えば、今まさにおっしゃいましたように、短冊にするときに余りに長過ぎるようなものを後ろへ移すときに簡略化しているもの、その内容には個別の事情があると思いますから、基本スタンスだけ申し上げさせていただく場合もあるのだろうと思っております。しかし、そういう意味で規範力に差はないということでございます。

○鈴木委員 それはよくわかりましたけれども、規範力に差がないときに、それではどうして個別に書きぶりが、少し長いからということだけのことですか。これだけ 400 ページにも及ぶ長さがあるのだったら、わずかなところを長く入れて、それがどうして差し支えがあるのですか。それが私にはどうしてもわからない。

実はこれは昔のヒストリーが 97 年にありまして、当時は行政改革委員会だったけれども、そこがエネルギー庁と話し合って、エネルギー庁の要求も入れて通しやすいようにオーケーしてあるのですけれども、実は大臣との関係で、そこに電気事業審議会を入れろという話が入ってかなり大きな問題に発展したことがあるんです。その問題がありますから、そこが突出して短冊の中から抜けることになりまして、要するに前の方の重点計画は総合規制改革会議が厳かにのたまわったものである、それをやるかやらないかは電気事業審議会に諮って、そして通産省で自由に決める問題だというふうに歴史的にも読まれかねないし、見ればそう読めてしまう話という事柄になるわけですし、そういう点の危惧がある場合には、特にあの当時から電気事業審議会という名前は入れないでほしいという問題が盛んにあった経緯を踏まえている問題ですから、ふりだしに戻ったような話になってくる感じが私はするのですけれども、それに対してその危惧はないと言い切れるのですか。もしそうおっしゃるのでしたら、たかだかこれだけ長くしたのだったら、2 ページぐらい増えるのですが、どうしてその分がとれないのか、そこを答えてほしいんです。

○竹内審議官 先ほどお答えさせていただきましたように、今回の閣議決定 3 か年計画の中では平成 13 年度の重点計画事項と短冊の中に記載されている事項につきましては全く同じような拘束力、規範力を持っていると解しております。したがって、あとは今回、平成 13 年度重点計画事項という中に答申の内容はほとんど説明文も含めて入っているという意味で、ある意味では分量的にかなり大量のものになっておりますので、短冊の方は具体的な施策について非常に簡略化した書き方を考えております。

先ほど鈴木主査からお尋ねのように、かつての行政改革委員会で御議論があったということですが、私どもとしましては、今回はあくまで平成 13 年度重点計画事項と短冊は全く同じ位置づけであって、両方の書きぶりにそごがあることのないように注意しております。同じような拘束力を持つということ、かつてそのような御議論があったかと思いますが、私どもとしては基本的に同じような拘束力を持たせて実現に向けて各省が努力していただくという位置づけでございます。

○鈴木委員 どうやって確保するのですか。現実に当該省庁がすると言っていないのです

けれども、そういう解釈だという事柄をどうやって担保するのですか。

○竹内審議官 今、各省がどう言っているかということでございますが、私どもとしましては今回、3年計画として閣議決定するというところでございますので、内容において各省がどのような使い分けをするかは、いずれにしましても閣議決定の中で各省大臣が拘束力をを持つことで担保していくということだと思います。ただいま鈴木主査に關係省庁がどのような御説明をしているかということと、もし主査が今御懸念のような御説明をして、あとは自分のところで何かやるというお話であれば、それは私どもとしては全く違う認識を持っておりますので、各省と調整したいと思います。

○鈴木委員 それでは、その事柄を嚴重に当該省庁に対してははっきりさせる。しかも、それはただ単純に言った言わないだけではなくて、明確にそれを認識させる。そのあかしとして、短冊の中に少なくとも内容については多過ぎるから省略するけれども、内容は前に書いてある重点事項と同じだというぐらいのことは最低限書き込むことは問題ないですね。

○竹内審議官 短冊の書きぶりかと思いますが、基本的には先ほど来申しておりますように重点計画事項の内容を全部書くということでございます。ただ、分量的に非常に多くなるということで、実は他の分野につきましても、結論の部分についての簡略な表現にさせていただきますので、基本的にはそういう方向で進めたいと思っております。

○鈴木委員 基本的にはどういうことですか。

○竹内審議官 要するに結論部分について書くということであれば、そういう方向にしたいと思います。

○鈴木委員 結論の部分には書いてみるというと、約3枚ですね。だから、この310ページから約3ページということですか。

○竹内審議官 御指摘のような分量の問題でございますので、調整させていただきたいと思っております。

○宮内議長 鈴木委員にお伺いしたいのですけれども、エネルギーは鈴木委員が主査でいらして、主査という立場で責任を持ってまとめていただく立場だと思うのですが、今の御議論を聞いていると、これは鈴木委員の納得しない形でここへ出されているということですか。

○鈴木委員 そうであります。ゆえに、こういう形でやるということは私は聞いていないものですから申し上げているわけです。しかも、それが決まったときの経緯は私は本会議でるる申し上げて、ここに会議の解説をして、その下に短冊が長短冊になるけれども全文

を入れるという形でまとめたから、そういうことで御納得いただきたいという批判がございましたから、会議という名前を持ち出したのはエネルギーだけだという御批判がありましたので、それは客観情勢上、あのときの状態としてこれから始まる審議会に対して1つのキーリングな枠をかけるためには必要だという判断から、しかし、それを裸で出すというとても通らないという時間的余裕のなさという問題を申し上げて、そして入れさせてくださいということをお願いしてやった話でございます。したがって当然、私としては短冊をつくる時に十分な打ち合わせがあると思っていたところ、あに凶らんやという問題があつて、しかも事が大したことなければ当然、事務局にお任せいたしますけれども、根幹にかかわる問題ですから、それについて大丈夫かという懸念を持っているから申し上げているわけです。

○岡本審議官 この案を当然、各省と議論をやります際に、重点計画が同じ規範力を持っている。そして当然、各省を縛るものであるというのは説明して各省と協議しておりますので、もしも鈴木主査のところに行った役所の人間が重点計画は規範力がないかのような説明をしたとすれば、それは後ほどぜひどの役所のどういう人間が言ったか教えていただければ当然、我々は直ちに厳重に措置したいと思えます。

○鈴木委員 規範力はあると認めますという話だった。規範力はあると受けとめましたけれども、対業界に対してはないように説明していると言っております。そんなやり方でいいのですか、ということです。

○岡本審議官 それは各省が自分の関係業界に重点計画は規範力がないと説明していると言うならば、それもぜひ教えていただいて、そういうとんでもないこと、そんなばかなことはないと私どもから当然しかるべき対応をいたします。具体的にそういう事実があるなら、後ほど教えていただければいいと思えます。

○鈴木委員 以上ですが、進め方について私は、今度は行政中心云々とはおっしゃっていて、何が行政なのかよくわからないけれども、幾つかの要望がある問題の中でやっていくときには当然は昔の行政改革委員会だったら総務庁の行政管理局が窓口としてやっていた。そして決定するときには、少なくとも規制緩和委員会が決めたものに対しては規制緩和委員会のおうけをとってからではないとだめだと対応してもらったわけです。その次の規制改革委員会ときには事務局と一体的にやった。これももちろん行政管理局がタッチしましたけれども、これからの問題のこともあるからはっきりしておきたいのですが、幾つかの問題で我々がタッチしなかった問題がある。それについてその分野を担当してい

る主査が関心を持つのは当たり前のことですけれども、しかし省庁である程度決めてきたものでしょうから、事務ベースあるいは行政ベースにお任せしてもいいけれども、少なくとも基本的な提言の中で物を言っているものに対して、その変更は会議自体に対する認あるいは相談を確実にやっていただきたいということを強くお願いしておきたいと思います。

○坂政策統括官 法律的に申しますと、答申をお書きいただくのは会議の方だと思っております。当然、それは私どもも加わってお手伝いをしてやっていただいているわけですが、計画をつくること自体は政府の仕事でございますので、事実上答申の意味などについて御相談するということは当然あるとは思いますが、法律の意味でぎすぎすしたことを申し上げれば、閣議決定をどうするかについて会議の御承認をいただくことはないだろうと思います。事実上いろいろ御相談したり、こういうことですねという話は当然することがあると思いますけれども、法律の意味で御承認という問題はないと私どもは思っております。

○鈴木委員 それは少しおかしいのと違いますか。御承認とか何とか、極めて難しいことを言うのであれば、現実にそれをつくって提言してきた人、それを示唆した人たちに対して、その人が知らないうちに内容をもし変えたとしたら、つくってきた人は何のために無制限の時間を費やしてやってきたのかという問題ですから。そうしたら、最後は皆さん方の土地のもとで焼いて食おうが、煮て食おうが、全く自由だということになってしまえば、何のための時間をかけて省庁合意まであれしたのかという問題があるから、法律論を前面にお出しになっても、私は法律論の論拠も納得できないけれども、少なくともビジネスの当たり前のやり方として、それをこういうふうにしていくという事柄をお互いに悩みながら相談し合うのが当たり前のことではないですか。

○坂政策統括官 今念のために申し上げたのは、鈴木主査が承認を求めてほしいとおっしゃったので、そこは純粋に法律的に言えば違うということを申し上げたのですけれども、手続的に申し上げますと、政府としては総理が諮問したわけです。その諮問にお答えいただいた。それに対して内閣として最大限尊重してこの計画をつくり、あるいは実施していくことを決めている。したがって、最大限尊重するということは既に閣議決定してありまして、この計画も当然その最大限尊重の範囲内で作ることは政府の方針でございますから、その範囲内でやるというふうになっている。そのつもりで我々は仕事をしております。

ここから先は余り法律論ではないのですけれども、事実の問題として、実は先ほども鈴

木主査と行政官とお話をしのですけれども、あるいは特に主査の方にはこういう感じですよとか、各省とは今こういう感じでやっていますということを事実上お話しするのは全然問題ないのですけれども、そういう事実の問題と法律論の問題は若干別であることを申し上げたということです。

○村山委員 やり方として教えていただきたいのですけれども、具体例を挙げるとマンション建替えですけれども、法務省が今、中間試案を出しています。それを新聞でいきなり見たということもびっくりしたのですけれども、今日ヒアリングしてやってみますと、例えば我々が主張していたのとは違うようなところが中間試案に盛り込まれているわけです。ただ、これは中間試案で決定ではないのですけれども、お伺いしたいことが2つあります。

1つは中間試案ができる以前の段階で見せていただけて、我々がここは違うのではないかというディスカッションができるようなキャパシティが中間試案をつくる段階であるのかということ。それから、中間試案は我々の主張を踏まえた上で法律論としていろいろな併記をつけながら、これでパブリックオピニオンをとるという形のものだと思うのですけれども、それに対して余りにも我々の主張と違ったものがあつた場合に、ワーキンググループごとにこれはやめてもらいたいということを出せるのかどうかということに関してお伺いしたい。

具体的な例を申し上げますと、建替えのところですが、我々の方では区分所有の部分の建替えは5分の2以上の合意のみとすることと書いたわけですが、これに老朽化の前提として30年、40年という年限の規定をつけることとか、建替えの前提として大規模修繕法が積み上がっているようなものに関しては建替えの対象としないことが、中間試案で出てきているわけです。それは我々がワーキングで主張していたことと若干ずれがあるものですから、もちろん中間試案ですのでこのまま通るとは限りませんが、それに対して中間試案を見せていただいた上で、これは違うのではないかということをし入れることは可能なかどうか。

○岡本審議官 中間試案はまさに中間試案で、各省はそれについて各界のいろいろな意見を聞くために中間試案の公表をするわけがございますので、それについて意見を言うことは何ら問題はないと思います。まさに、我々が法務省に対して言ってきたことは、できるだけいろいろな議論をしている過程物を出してくれと。そういう意味で中間試案の公表も去年の秋ごろの交渉として、我々は中間試案を公表しろという交渉を村山委員とともにした記憶がございますが、そういう結果として彼らは公表しているわけですので、その公表

案に対して意見を開陳してやり合うことは当然あることだろうと思っております。ただ、試案の公表前にどこまで言えるかというところを制度的に、例えば各省がいろいろな作業をしている最中の過程を全部出せというのは、一律にどうだというのはやや難しいことではないかと思っております。

○八代委員　まさに、今朝の都市ワーキンググループでその問題が出たのですが、今の岡本審議官のおっしゃる意味は、パブリックコメントにかけたときに一般の人と同じような立場で規制改革会議の委員とか主査がコメントしろということですね。それではおかしいのではないかと。パブリックコメントにかける段階のものを少なくとも各省がまとめたときに、それが例えばこちらで閣議決定までして合意したものと違うのか違わないのかということをチェックさせてもらわなければ、閣議決定の意味が何もないんですね。いわば一般の閣議決定で縛られない人と同じ立場でしかコメントできないというのであれば、この会議の存在意義がどこにあるのか。逆に言うと事務局がそれをきちんと担保していないから、今朝の法務省も全くこちらをばかにした態度で、資料も全く持ってこずに、要するにパブリックコメントしますから、それからコメントしてくださいということを行ったわけですが、それでいいののかどうかということです。

○岡本審議官　過程物をどういうふうにするか、それは先ほどのお話では中間試案の公表前に必ず制度的に担保してやれるかと言え、それは全部できるかと言え、今の段階ではそのお約束は言い切れないということを示しているわけですが、言葉じりの問題かもしれませんが、一般の人と同じであっていい、それ以外やるなと私が言ったような言い方をされると、私の言い方に誤解があれば直したいと思いますが、そういうことを示しているわけではありません。ただ、各省が各省なりに作業している段階で案を差し支えない範囲で見せてくれ、あるいは議論させてくれということは差し支えないと思いますが、どの段階から必ずしろと一律に言うことは今の段階ではやや難しいのではないかと思っております。

○八代委員　閣議決定の意味をもう一回教えていただきたい。閣議決定したというのは何を意味しているのかということです。閣議決定した文章をこちらでつくって公表した。しかし、各省は各省の審議会あるいはパブリックコメントにかけた原案をこれとは別のもので行っているとすれば、閣議決定は何のためにやっているのかということです。

○岡本審議官　個別具体的に言わせていただきますと、区分所有法の中間試案の公表という言葉を閣議決定しているわけではありません。答申を読んでいただきますと、答申は5

分の4以上の合意の後することや、これらの要件をすることなどを含めて秋に改正法案をつくと区分所有法に書いてありまして、中間試案を公表するとかしないというものは、まさに秋のワーキンググループの交渉として工程表に入れる入れないの交渉をしたわけです。したがって、閣議決定をしているという性格のものではないのですが、できるだけ中間試案の公表前に法務省がしてくれることはいいに決まっているわけですから、そのような場合も我々も努力したいと思いますが、それを必ず全部これからやれと言われても、そこは今「はい、わかりました」と直ちに私どもとして言い切れないということを申し上げているだけです。

○坂政策統括官 お手元の53ページ、区分所有法のことはこれから閣議決定するわけですが、多分このままですることになると思いますが、これが閣議決定されたあかつきには、つまり今月の末ごろにはそうなるわけですが、その場合にこの文章は当然に法務省を拘束します。ここからは拘束しませんけれども、法務省のことは拘束する。したがって、この文章からはみ出したことを法務省がやることは閣議決定違反ということになります。閣議決定するというのそういう意味です。

○八代委員 でも現にやろうとしているんですね。

○坂政策統括官 問題はこの文章の範囲内かどうか。

○森委員 今日の説明では、むしろ建替えをしづらい本来の意味、社会的な寿命が来ているから建替えるというのに、物理的な寿命が来ているから建替えるというふうにしりかえてしまう。それが原則だという話に変わっているのが納得しがたいですね。そのことに関していろいろ言いましたけれども、受け付けて考えるという様子は見られなかったですね。

○八田委員 先ほど坂統括官から大変明快な解釈が示されたと思うのですが、この会議の当初でも問題になっていることですが、ほかの省庁での審議会で審議していることとの関係はどうなのだろうか。今おっしゃったことを私なりに解釈しますと、向こうの審議会はどういうふうに審議してもいいのだけれども、結局、審議した結果をその省庁がどの分をとり、どの分をとらないかに関して、その省庁の行動をここでの閣議決定が縛るといふふうに今おっしゃったと思います。ということは、閣議決定が終わった後で向こうがその範囲を超えた内容にする。例えばここでは区分所有法の建替え要件を5分の4以上の合意のみにすることと非常に明快に決めていますから、向こうの審議会ではいろいろやってもいいのですが、これはむだだということを元来ならば法務省が言った方がいいわけで、それをむだであると言わないで一生懸命審議しても、とにかく最終的に出ても、これ以上

超えたら、それは法務省はそんなものは採用できないというふうに解釈してよろしいわけですね。

○岡本審議官 この文章を書くときの、まさに一つ一つの答申の文章の中身でそのときに合意の仕方の幅はこの文章だけするのはあれですが、要するに経緯とか、この文章を読むときにお互いこう読もうねというのは正直言ってあるわけで、その範囲内で我々とすれば各省に対してそのときに約束したとおりに、あなた方の案はなっていないではないかと。要するに、ここで言っていたこの意味はこういう意味だとお互いに了解し合ったのに、あなた方の言っていることは違うということは主張すればいいのだと思います。当然、文章ですから読み方に幅があったり解釈があったりということは残念ながらあらざるを得ないし、現に最後に答申を書くときにぎりぎりそういう合意の仕方をしたこともあるわけですから、その幅の範囲内でお互い了解し合ったことと違うことを各省がしようと思えば、それは我々として違うではないかというのは当然言ってしかるべきことだと思っております。

○八田委員 それで先ほどの鈴木委員のお話に戻ると思うのですが、基本的にむだなことをどんどんしているということになると、後の解釈の幅を決めるときに向こう側としては既成事実に基づいてなるべく強気に出てくるということがあるとすれば、その前段階で要所でこちらと協議することが必要だろう。私が思うに、鈴木委員がおっしゃったのはそういう色彩があるのではないかと思います。

○坂政策統括官 事実の問題としてはわかるんですが。

○宮内議長 何か御質問、御意見はございますか。

確かに答申を出した後、政府計画にさせていただくのは政府、行政の責任でやっていただくことでありますけれども、来年度の動き方もこれから検討するということはこの会議のメンバーと行政との信頼関係、継続性ということから考えますと、経緯について担当主査に、これは政府が受け取ったものだから最大限尊重すればいいということではなく、相当踏み込んだ連絡及びこれでいいのではないかということを押さえながらおやりいただくことが事務当局のやり方ではないか。最大限尊重するという信頼性が失われると、この会議の行方も非常にあやふやなものになってくるということではないかという気がいたします。法律論はそのとおりかもしれませんが、エネルギーの問題につきましてはエネルギーの短冊のところが完全に抜けているのは極めて異様な感じがいたします。ここに何があったのだろうと、主査も全く知らないということは今後の進め方としては改めていただく必要があるのではないかという気がいたします。

○村山委員 繰り返しになるかもしれませんが、主査にはというお話がございまして、法務省のマンションの区分所有法のことに関しては、中間試案が日経新聞の1面に出るまでは一回も何も見せていただけていないのでかなりびっくりしたわけです。あれは新聞がすっぱ抜いてしまったと言えればそれまでだと思うのですが、もちろんすべてのプロセスに参加させていただくことは実務上無理だと思いますけれども、中間試案がまとまった段階である程度見せていただくとか、非常に怖いのは「含めて」というような言葉の中でかなりバリエーションが広がってしまいますと、本当に何のためにやったのかというお話になると思います。中間試案が出た後で一般と同じ意見ということではなく、ある程度拘束力を持って本当に違っている場合は我々が抗議することができるということを事務局に担保していただければ思うのですが、いかがでしょうか。

○坂政策統括官 まず議長のお話ですが、法律論は別にしまして、実際問題としては私どもの事務局のそれぞれ担当の者が主査の方に特に問題になりそうなところは御説明しています。だから今日、例えば鈴木委員も御存じなくといってもそういうふうになっているということ。あるいは、マンション区分所有法のことには私は余りよく知りませんでした、少なくとも今日やったのですか。今日、役所が御説明したのだらうと思います。

○岡本審議官 それは答申のフォローですから。

○坂政策統括官 実際問題としてはやっています。

2つありまして、今おっしゃる「含めて」ということをなるほどと思って見ていたのですが、最後はこの文章の解釈の問題になるわけですが、そこは先ほど岡本審議官から申し上げたように、経緯も含めて解釈となるわけです。そういう解釈の問題として、例えば私ども事務局として、閣議決定した文章とあなたたちのやっていることは違うではないかと言うことは御意見を踏まえて言うことはもちろんあります。

もう1つは、当会議の機能のうちで監視という機能があるわけで、この監視は例えば閣議決定したものとその後各省がやっていることが違っていたら、それについて公式に会議の意見として言うこともあり得るということだらうと思います。

○森委員 それにしましても、今日のマンション建替え法のお話は要するにどんどん建替える必要がある、だから簡素にして5分の4の同意で何でもいいではないかと。つまり、彼らがそれだけ必要あるからそういう決議をするわけですから、自由にできるようになるべく促進しようというのに、30年または40年という幅はまだ決まりませんが、そのぐらいたっていなければ老朽化と認めないから適用しないとか、そういうばかげた制約

をわざわざ追加して認めようとする。確かに同一敷地・同一建物をつくれというのは外すけれども、また違う制約をつけようということを勝手に上積みして、それをパブリックオピニオンにどうかということが許されるのかというので不思議におもっているのですけれども、いかがでしょうか。

○岡本審議官 普通の意見としてまさに我々として主張するのは、今週またもう一遍法務省とやる機会をセットする準備を今しておりますので、またそこでいろいろ意見交換をさせていただければと思っております。

○村山委員 そのときに、法務省には拘束力があるということをもう一回リマインドしていただければと思います。

○岡本審議官 そういう御趣旨の発言があったことは伝えます。

○森委員 つまり、総合規制改革会議の役割と各省にある審議会との役割の差について何か明確にしておいていただけませんか。我々がこういうふうに直すべきであるということ言って、向こうが具体的にどう直すかということ議論するならいいけれども、別のことを出してくるのはおかしいのではないですか。

○坂政策統括官 別のことであればおかしいですね。大臣に対してどういう権限があるかというのは法律などによってそれぞれ審議会によって違うのですけれども、一般的に言えば審議会は審議会であって、大臣はそれに完全に拘束はされない。ただ、閣議決定に対しては大臣が拘束される。大臣が閣議決定と全然違うことをやると、要は内閣に逆らったことになってしまいます。各省が同じことですが、そういうことになります。

○森委員 誤解がないように申し上げます。どんどん建替えを進めようという建替えをするのに反対している人たちの権益を保護するといいますか、権利を守るために法務省としてはいろいろ考えなければいけない。そこまではわかるのですが、古いとか壊れそうとか危険であるということが十分ないと建替えてはいけないという哲学を側辺にはめ込んで提案しているということが疑問で、要するに社会的な寿命が来ているからこそみんな建替えたいわけです。また同じものを建てたいのではなく、それも違うものを建ててもいいということにやっとなったのですが、人間の生活の方が大事なのではなくて建物の方が大事みたいな考えを持ち込んできて、物理的なものの方が大事だという思想を持ち込んできた案を出すことは認められないと私は思うんです。

○岡本審議官 御趣旨、御意見は伝えておきます。

○宮内議長 大臣から何かございますか。

○石原大臣 区分所有法の問題は私も議員でずっと取り組んできた問題でありまして、各先生の意見に私も賛成であります。各委員の先生方の御趣旨を踏まえまして、私の方から法務大臣にこういう意見があったと伝達させていただきますし、この答申に書いてあることは内閣として最大限尊重することになっておりますので、坂政策統括官、岡本審議官が申しておりますように、ここから逸脱しているようなことになれば大きな問題になるということもあわせて報告させていただきたいと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。あとはよろしゅうございましょうか。

それでは、時間が過ぎましたので、次のテーマに移りますが。

○石原大臣 私の方から1点だけ。今年の先生方の意見の論述の中に余りなかったのですが、実は先ほど宮川室長から話しましたように、大きな厚い本の132ページに基準認証等というところがあるのですが、これは実は行政委託型公益法人改革を私も担当させていただいておりまして、先般、閣議の席で私は検査・検定というものが原則として自己確認だ、自分たちの責任でもってやりなさい。法案も保全も全部自己が中心である。それが小泉哲学である「民間でできることは民間に」ということで事後チェック型のシステムへの転換を目指していかなければいけないということ。そしてもう1つ、しかしながら、そうはいっても国や独立行政法人がやっていかなければならないものも原子力等々あるでしょう。この2つが特殊法人のときの廃止・民営化に当たる基本哲学であって、公益法人要件を外して株式会社を指定する検査・検定、そういうことがこれまでの議論の中で平成11年ぐらいからあったのですが、これは議論の過程の中で最終的には事後認証の方にいく方便でありますので、今も既に協力的な省庁はその部分の法律を今国会に出すようなものも直してくれておりますけれども、そういう観点で132ページの4の(5)とか、135ページのエの文章を、公益法人とこちらの規制改革チームとの間で抜本的に見直しさせていただくこととなりますことを御報告だけ申し述べさせていただきたいと思えます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、お手元の分厚い資料はまだそういうことで外部に出ることは早過ぎるということでございますので、今日はテーブルに残していただくということをお願いしたいと思います。

次のテーマの来年度の運営方針につきまして御議論いただきたいと思います。

前回、フリートーカーを行いまして、その後、委員の皆様から意見を御提出いただきました。本日は各委員からいただいた意見と、これをベースに事務局で作成していただい

たたき台を資料として用意しております。こうした資料を踏まえまして議論していただき、次回の会議には来年度の方針を固めたいと思っております。

それでは、まず御説明をお願いします。

○宮川室長 それでは、お手元の資料5に従いまして御説明させていただきます。

なお、資料6でございますけれども、これは各委員からちょうだいした意見そのものを束ねたものでございます。なお、八代委員から今日さらに追加メモということで規制改革トップの資料を別にしておりますけれども、1枚紙で用意させていただいております。別に配らせていただいておりますけれども、これもあわせ委員の提出意見ということでよろしくお願ひしたいと思います。この委員の提出意見は今日この後のプレスでも配らせていただきたいと思っております。また、今から申し上げる資料5につきましてもプレスに御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは資料5に従いましてご説明いたします。「新年度の運営について（素案）」でございます。全体のテーマと運営スケジュールでございますけれども、来年度の当会議での総括テーマは経済活性化とさせていただきたいと思っております。これは奥谷委員、神田委員、高原委員、米澤委員の4人の委員から、経済活性化もしくは産業再生というくくりで今年やるべきでないかという御意見を賜っておりまして、私どももこれにぜひ賛同したいと思っております。経済活性化をテーマとしてやりたいと思っております。

運営スケジュールでございますけれども、そこに書いてございますように1から3の3段階で考えていきたいと思っております。

まず（1）は6、7月、つまり夏までの間でございますけれども、これにつきましては4月以降、体制を整えまして、これは後で述べさせていただきますが、分野横断的テーマによる検討を進めまして、6、7月ごろまでに中間取りまとめを策定し、これを公表するというところでございます。なお、経済活性化というテーマで経済財政諮問会議でも御検討いただいておりますので、ここの連携を強化していきたいと考えております。

なお、この間、関係省庁、関係推進本部、例えば司法制度改革推進本部、IT推進本部等がございますけれども、ここの連携をとるということで、例えば本会議で議論を行う機会を設けることも考えていきたいと思っております。

また、この間、昨年の改革工程表のプロセスのように政府全体で動きが出てまいった場合には当会議の検討結果を迅速に反映させるように体制を整備していくことも念頭に置いていきたいと思っております。

今日ぜひ御議論を賜りたいと思いますのは、6、7月ごろまでにまとめます中間の取りまとめ案の位置づけでございます。これは案が2つございまして、案1は昨年12月のように一部未調整部分はありますけれども、省庁折衝を通じて実現性をまず加味する。ある程度合意に至る部分も含めてでございますけれども、こういう実現可能性を前提に置いたものを基本とするのか、もしくは案2といたしまして、各省庁との合意には必ずしもこだわらずに会議の見解、従来、論点メモという形で出してきたのもそういうことだろうと思っておりますけれども、会議の見解としてまとめたものを出すということで行くのか、このいずれをとるのかというあたりは今日御議論を賜ればと思っております。

(2)でございます。秋口から12月まででございますが、中間取りまとめ以降につきましては横断的テーマは別といたしまして、従前の15分野に沿った取り組みを展開するというところで、年末の第2次答申、これは恐らく最大限尊重の閣議決定がこの後についてまいりますが、この策定に向けて関係各界、関係省庁との折衝等を行いまして、分野テーマごとについて深掘り・前倒しを考えるということでございます。

なお、中間取りまとめの位置づけにかかわるわけでございますけれども、場合によって先ほど申し上げた案2の論点まとめ的なような場合には、その具体化について各省折衝の作業も必要になるのかと思っております。

(3)でございます。年明け以降3月までは今御説明を申し上げました3か年計画の再改定になるわけでございますが、この作業を通じて計画の実施状況をモニターすることになろうかと思っております。

2枚目でございます。中間取りまとめ、6月、7月にまとめるものでございますが、これに向けた分野横断的テーマでございます。ここに書いてありますように、5つのフレームを考えております。

まず1番目のフレームでございますけれども、やる気のある人々を応援するための規制改革、具体的には新しい事業の創出のための規制改革ということでございます。

①は、新しい挑戦をする人々に対しまして資金・手法等が円滑に供給されるための環境整備、金融関係と、先般の会議で副大臣から御提案いただきました銃規制の緩和の話もここであわせ御議論を賜ればと思っております、その意味から警察も触れさせていただいているところでございます。

2番目のくくりでございますけれども、新しい挑戦をする人材の育成とその流動化ということで雇用、教育、とりわけ今回は社会人教育に焦点を絞りたいと考えております。

2番目のくくりでございますけれども、公的関与の強い分野での事業を活性化するための規制改革でございます。公的関与の強い分野における規制のあり方、特に経営形態については株式会社の問題ということで奥谷委員、鈴木委員等々から御意見を賜っておりますけれども、そういうものも視野に入れながら御議論いただくということ。助成につきましては、それを出すか出さないか、もしくはその方式、例えば事業者補助がいいのか、利用者補助がいいのか、バウチャー制度のようなものがあるのかといったあたりのあり方についても御議論いただければと思っております。また、料金認可についてももう少し規制緩和してもいいのではないかという部分もあろうかと思っておりますので、このあたりもメスを入れていただければと思っております。

②は民業の範囲拡大でございます。既に公的な関与の深い分野で、ここに民間の参入とか、PFIとかPPPといった民間委託のあり方とか新しい手法もいろいろ出てきているわけでございます。どういう手法でどういう分野がこういう方向にいけるのかというあたりを個別具体的に御検討いただくという固まりも1つつくっておきました。

3番目は、活性化に資するビジネス・生活インフラ整備のための規制改革でございます。

まず、第1番目には各種公益事業の競争環境整備でございます。先ほど鈴木委員からも御指摘を賜りましたが、エネルギー等についての引き続きの検討ということで、これは引き続きやらせていただくということでここに掲げております。

②は司法・法務サービス市場の一層の充実でございます。これも鈴木委員等々から、特に司法制度改革推進本部の検討についてよく連携をとれという御指摘もいただいております。そういうことからここでも議論しながら、先ほど御説明しましたが、本会議での連携、各種レベルでの連携を考えてまいりたいと思っております。

③のくくりでございますけれども、都心の高度利用でございます。これは主として都市再生も含めて都心の高度利用について具体的な規制緩和措置を少し考えてまいりたい。これは八田、森両委員から御指摘を賜ったところでございます。

(4)の事後チェックルールの整備でございます。これにつきましては既に情報公開法、第三者の評価とかいろいろな制度ができています。これについては制度がまだ緒についたばかりでございます。監視機能の強化というあたりもこれから視野に入れる必要があるのではないかということでございます。そういった点は清家委員から前回御指摘も賜っておりますし、鈴木委員からも紙で意見をちょうだいしております。また、こういう分野の中で官民規制のみならず、民民規制もしくは地方での規制も視野に入

れるほか、先ほど石原大臣からも御指摘いただきました基準認証・資格についても、徐々に事後チェックという方向にいくわけございまして、こういつてあたりの見直しについても視野に入れてまいりたいと考えております。

(5)は規制改革特区でございますけれども、特区的な手法の検討を考えていく。これは鈴木委員、高原委員、八田委員、八代委員、米澤委員の5委員からこういうものを少し検討したらどうかという御指摘をいただいております、少し考えてみようかということをつくってまいりました。ただ、これは実験的手法ということで位置づけておりますけれども、必ずしも地域的な概念のみならず、特例事業、モデル事業といった事業別の概念も考えられるわけでございます。まだこのあたりはもやっとした感じになっているものですから、ワーキンググループを立ち上げて具体的なイメージづくりをしていただいたらどうかと思っております。

最後に留意点でございますけれども、横断的分野の中で今回は主に重点6分野以外の分野を中心に組み合わせていただきたいと思いますと思っております。ただし、重点6分野にかかわるもののうち、昨年手つかずであった事項とか第1次答申後特段の状況変化があって検討すべき事項があれば取り上げたいと思っておりますが、正直申し上げまして、各省庁との間でかなりぎりぎりやらせていただいておりますし、3か年計画でもかなり書いておりますので、主として社会的規制から去年やり残した経済的規制にメスを入れたいというところが今回の留意点ではないかと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○宮内議長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見等を御自由にお願いたします。

○清家委員　この中間取りまとめに向けた分野横断的テーマというただいまの御説明は基本的に結構だと思います。そこで事後チェックルールの問題を取り上げていただいたのはとてもありがたいと思うのですが、留意点の中で主に重点6分野以外を中心にとということで、私は今年、重点6分野を十分やったのでもうやらなくて済めばその方がいいのですが、別にやりたいという意味で言っているわけではないのですが、実は私が申し上げた趣旨は今回重点6分野でやった中で、例えば具体的に言うと派遣労働の規制緩和とか有期雇用契約の規制緩和に反対する強い論拠がそういう労働条件のよくない働き方が増えるのは好ましくないから制限するという考え方が強く出てきたわけです。それはそれで実はもっともな部分もあるわけです。我々のロジックは、それは認めるけれども、それは働き

方で規制するのではなくて結果としての低賃金労働あるいは危険な労働が蔓延しないように別途やるべきだというのが基本的なスタンスです。

ところが、今年はどういうふうにやったかという、今年度以外にまとめていた部分については、そこまでそういう条件を整備した上で規制を緩和するというのは間に合わない。今年はそのほど危なくない部分に限ってとりあえず、特に具体的に言えば政令ないしは大臣告示の現行で済む部分についてやってくださいと。しかし、長期的には基本的にはこういう派遣労働とか有期契約とか、そもそも働き方の業態で規制するというのを原則的にやめてほしい。しかしそのかわり、結果としての労働条件はきちんと担保されなければ最低条件がいけないので、例えば最低賃金法あるいは労働安全衛生法、そういうもののむしろエンフォースメントを強化する。そういうものとペアで事前規制あるいは働く形の規制を緩和することを考えていただきたいということを申し上げているわけです。

ですから、そういう面で言うと、むしろ重点6分野でいよいよ平成13年度中に急いでやっていただく分野以外の本格的な問題を取り扱っていただく上では、実はペアで事後規制の強化あるいは最低基準のエンフォースメントを強化するようなことが一体となっていないと、恐らく先方としても事前規制の緩和ないしは雇用形態で規制することを緩和することも難しいと思いますので、そういう面で言うと、実は特に事後チェックの問題を扱うというのは今年度比較的急いでやったために事前規制の緩和だけに終わった部分をきちんと本来の形の事前規制の緩和、ないしは雇用の分野で言えば働き方の形で規制するのではなくて、労働条件の最低条件を守るという形で規制するような形にルールを変えましょうということを考えてほしいなということでもありますので、そういう面では重点6分野の今年度の議論とも連続していますので、もし(4)をやるのであれば重点6分野以外ということではなくて、今年度の連続という形でやっていただいた方がよろしいかと思います。これはもちろん時間の配分の問題もあるのですが。

○八代委員 清家委員が今おっしゃった点に全く賛成です。これまでのように6分野のような形でもう一回同じことをやるのは余り建設的ではないということはいくぶんわかるわけで、先ほど宮川室長から御説明があったような分野横断的テーマで改めて取り組むのは非常にいいと思います。

ただ、そうなったときに当然、今までの6分野が例えば(2)である公的関与の強い分野で事業を活性化するための規制改革とまともにぶつかるわけで、なぜ留意点でわざわざこんなことを書かなければいけないかというのは全く理解に苦しむわけで、経済的分野と

社会的分野が対等の立場でピックアップすればいいのではないかと思います。

特に石原大臣がせっかくおられますのでお願いしたいのですが、私は小泉改革の最大のポイントは規制改革だと思いますが、これまでとかく健保の3割負担とか国債の30兆円とか、非常に後ろ向きなものばかりが争点になってきた。ここは規制改革を新たな争点にもっていかなければいけないのですが、規制改革というのは非常に幅広いので、もうひとつイメージがわからない。そういう意味で私は(5)の規制改革特区を本格的に打ち上げるべきではないかと思います。これは先ほど清家委員もおっしゃったように、今、規制改革をしようとする前例がないとか、そんなことをしたら大変なことになるかもしれない、したがって実害のないものだけをやればいいという考え方があるわけで、それを突破するためにはいきなり日本全国で適用するのではなくて特定の地域でやってみて、弊害がないではないかということを示す。あるいは、特定の地域でやったところとやっていないところを比較すれば明らかに効果がわかるわけで、目に見える規制改革を打ち出すためには特区は不可欠だと思います。

実験的手法というのはいいのですが、モデル事業という言葉は手垢がついているわけで、モデル事業というのは従来型の予算措置を伴う補助金とか税金を免除するという形で全国が手を挙げるようなものだったわけですが、そうではなくて、ここで考える規制改革特区というのは政府は金をびた一文出さない。ただ、従来の規制を緩和・撤廃することによって新しいビジネスを呼び込む。しかもそれを地方自治体の責任で行う形で、規制改革の実験場のようなものをつくる。これはかなり大きな目玉になるのではないかと。ですから、そのようなことも含めてぜひ何か新しいものを今回打ち出す。

特に(2)では「官製市場」という言葉をどこかで使っていたと思いますが、政府が勧誘するような市場を改革していく。それがまさに(3)の活性化にもつながりますし、(4)の事後チェックルールにもつながりますし、(1)にもつながる。(1)から(5)はお互いに全部関連しているわけですから、その1つの象徴として規制改革特区を大々的に打ち上げていただきたい。

司法制度改革とか都市再生本部との連携ということがありますが、同時に見逃せないのが地方分権推進会議との連携で、まさに地方のイニシアティブを引き出すという意味でも重要ではないかと思います。

細かい点はメモに書いておりますので、省略します。

○宮内議長　ありがとうございました。

○八田委員 最初に八代委員がおっしゃったことを補足して、ほかに私の意見を申し上げたいのですが、今度、都市再生本部で特別地区をつくるということがあり、あれはなかなかいいと考えだと思っておりますが、やはり財政的な措置がつく。無利子の融資とかそういうことがあって、そういうことはなくてもいいから、もっと実験できることをしようというのは私も賛成です。

もう1つは、あの場合には結局は都市再生本部が認定して、この地区は特別地区だと認定するわけですが、八代委員がおっしゃったのは、恐らくは何らかの形のメニューを示して、そして自治体が手を挙げてそういう規制緩和をやりたいというところがあったら、ほぼ自動的にそこでやってみていいということが含まれているのではないかと思います。私はお金をかけないでそういう形で実験をやってみることが経済活性化の目玉に本当になると思います。

あと気づいたことが幾つかありますので申し上げたいのですが、まず前回の議論で何人かの方がおっしゃったことがあって、それは農業と医療への株式会社に参入ということですが。これは大変難しいことであることはわかるのですが、先ほどの御説明では経営形態の中に含まれるということでしたが、株式会社のそういう分野への参入ということをはっきり言ってもいいのではないかと思います。

2番目に、室長の御説明では事業者補助か利用者補助かということ、バウチャーを採用するかどうかということも含むとおっしゃったのですが、これも例えば保育、介護、教育、住宅についても家賃手当を渡して好きなところを自分で借りてきなさいという低所得者への補助ということもあり得るわけで、何も公営住宅をつくる必要はない。そういう横断的なものがありますが、バウチャーはバウチャーとはっきり書いて、それを議論してもいいのではないかと思います。特に株式会社は余りにも大きな問題ですので、十把一絡げにできるのかなと思います。それは特別区にしてもいいのではないかと。

先ほど八代委員がおっしゃったことにも関係するかもしれませんが、民業の範囲拡大ということですが。私はPPP関係のことに関連していると思いますのは、これは制度的には官の制度が障害になっていることが結構多い。例えば予算の単年度主義でもって多年度の契約が政府としてはなかなか民間委託をやりにくいとか、公物管理をどうしたらいいかということがありますので、ここでは割とさらっと民業の範囲ということになっていますが、例えば官民役割分担の再構築とか、要するに官のことをある程度整理していかなければいけないという色彩が要るのではないかと思います。

最後に、これは前回も出ましたが、一種のネットワーク産業のエネルギーとか鉄道とか通信という分野では今、上下分離のような形の規制緩和がいろいろなところで行われているわけですが、その際に中立的な監視機構がないとなかなかやっつけられない。今までのように法律をつくる官庁がそのまま監視をするのでは客観的な監視がなかなかできない。紛争処理についても、独禁法でやるといったら時間がとてつもなくかかるのですが、専門化してさっさと処理していくことが必要。だとすると、今は事後チェックルールの中に入っているのですが、先ほど清家委員がおっしゃったように、ここに入っているのは清家委員がおっしゃったようなこともあるし、今のようなネットワーク産業の自由化の中立的な監視機関はまるっきり違うことですから、例えば（3）の①にエネルギーだけではなくてネットワーク産業全体の自由化の中立的な監視機関という形で入れてはどうかと思います。

○鈴木委員 全体的に賛成ですし、これまでおっしゃった方に対しても賛成ですが、私は八代委員が言われたように留意点のところ、主に社会的規制以外の分野は確かに去年はほとんどやれなかったのもそういうふうにするのはわかりますけれども、例えばこの中で見てみますと、一番大きな問題は規制改革特区と経営形態の問題です。この経営形態に属するものは教育、医療、農業、福祉、その他で、これはほとんど規制されているような社会的分野です。これは昨年、実は手つかずであって宮内議長に怒られて、手形は来年度に必ず落としますからと言っているわけですから、私としては何としてでも要するにそういうふうにしていきたい。

この前も言いましたけれども、そのときに教育が先だと医療と言うんです。教育が株式会社になるのだったら医療も株式会社になりましょうというおもしろい話も出ておりますから、そのような切り口からやっつけていくことからすると、そこで解決できるかどうかかわからないが、秋以降の解決が非常に容易になってくるという意味で、あえて分野をこの中に入るものであるならば6分野以外と言う必要はない。また、6分野というのは積み残しがいっぱいあるんですね。医療の場合は昭和30年代、40年代に改革がほとんどされていないから、去年は本当に待たなしてやらなければいけない事柄に絞ったわけですから、まだ幾らでもあるという意見を申し上げておきたいと思います。

第2点は、ITの問題をどうするのかということについてははっきりしていただきたい。去年はああいう形でやりましたけれども、私もそちら側に行ってみたのですが、ITのEジャパンというのはどうしてもソフトの問題の議論に中心がいつているような印象

を受けました。私に言わせると、ソフトの問題は基本的に規制緩和の面から見ると単純にフリーにすればよろしいことだと思います。しかし、ハードはフリーにするわけにいかないというところから問題をとらえるわけですが、その辺にはかなりギャップがあるので、要するに総合規制改革会議がそういう競争促進を独立にタッチできるような仕組みを考えてほしいという感じがしております。

3点目は一番最初の留意点ですけれども、決めたものはなるべく早く実行した方がいいに決まっているわけですから、私は決まったものについて、去年は要するに閣議決定しないと行って実は閣議決定してしまったわけですから、若干危ういところがあったわけです。しかし、医療の分野ではそれでかえって喜ばれたんです。そういう点がありますけれども、そういう意味合いではまとまったものはまとまったもの、まとまっていないものはまとまっていないものという事柄で仕分けして、まとまったものは決めてしまってやっていくというふうにやるべきではないかということです。

もう1つ、これは非常に重要ですが、個別の15分野のスタートラインを早くつけてもらいたいということです。去年はたしか10月ごろになってから慌ててやったという問題がありまして、先ほどから電力の問題があれしてきているのも準備不足という問題もあったことは否めない事実ですから、なるべくそのほかの分野も6、7月ごろまでというのは横断的の分野をやるというだけで限定せずに、その前に少なくともチームをつくって、そして頻度をそんなに高くやらなくてもいいけれども、しかしチームを発効させておくということをやらないと実りのある議論ができないと思いますので、それをぜひやっていただきたいと思います。

司法制度についても元をたざしたら、総合行革委員会以外から基本的な問題は言い続けてきた問題。それが司法制度改革審議会に引き継がれて、そして今、行政というよりも法務省と裁判官を中心にシステム構築がされている。しかも、そのシステム構築はどちらかというと古い法曹の発想に引きずられながらやられているのが実態ですから、やはり総合規制改革会議としてこれに重大な関心を持たなければいけない。規制緩和後の基本的なインフラは司法と教育だと思いますから、そういう意味合いで力を入れたらと思っております。

○奥谷委員 皆さんがおっしゃっていることは実は公的関与の強い分野の2番目で、経営形態というばかした言い方をなさっていらっしゃいますけれども、ここは非営利分野の株式会社参入ときちんとした文章化をなさった方がいいと思います。

留意点のところ为重点6分野以外の分野を中心にやるというお話もありますけれども、今まで6分野に対して人材も教育も法案がばんばん通っているわけでもありませんから、いわゆる6分野を重点的に見ながら、なおかつそれ以外もやるという、大変厳しいかもしれませんが、そこを注意してやっていただきたいということ。

もう1つは石原大臣にお願いしたいのですが、規制改革の本当の意味のリーダーシップをとるのは総理であって、その総理が一回出てきただけで、それ以外全然出てこないというのは、石原大臣をバックアップするためにも小泉総理は出てくるべきだと思うんです。ですから、そういうことは宮内議長もぜひおっしゃってください。そうしないと、この規制改革会議のインパクトが薄れるような気がしますので。やはり一番メインテーマだと思いますので。

○佐々木委員 今まで皆さんがおっしゃったことでよいと思いますが、中間取りまとめについて私は、鈴木委員がおっしゃったように、決まったものはきちんと進めていくためにもできる限りの合意をきちんとして、明文化していくことはいいと思うのですが、私自身がこういった世界にふなれなものだからかもしれませんが、前回の中間取りまとめのときには何を入れるのか、どこまで入れてもらえるのか、書いていいのかいけないのかと言っているうちに自分の書きたいことや思っていることがきちんと主義主張できず、どんどん削られていくのをそのまま見過ごしてしまったら、それが結構大変なことになって、後では追加もできないということになったのが、私にとってはとても残念な体験でした。

もう1つは、先ほどから出ているここで話されていることのインパクトということと、この中間取りまとめが公表されることは似たように思うんです。総合規制改革会議がどのぐらいのことを考えていて、どのぐらいまでストレッチして物事を考えていて、よりよくするために提案しているのかということが一般の人たちになかなか届かないというのは、どうしても発表されるものが省庁との合意に基づくものだけに制限されていることにも関係しているように思うので、今回は横断的にやるということであれば、まず2つ目の留意点の6分野に限るかどうかということに関しては限る必要はないので、そういうことを明記する必要はないと思います。私たちは皆、時間もないので無駄な話し合いをすることはないと思うので、基本的にすべてをカバーすればよいと思いますし、中間取りまとめでできるのだったら合意した部分と合意していない部分の2つに分かれて書かれればよいと思いますが、そうでないのであれば私は会議の見解がきちんと書かれているといいと思っています。

具体的に言えば、例えば保育の問題を考えていても結局、例えば公務員法の問題が若干引っかかっていたり、これは少子化とかいろいろなところに絡むと思うのですが、働く女性の問題はどうしても年金や税制の問題とも引っかかかってきて、そういうことをここで具体的に何というところまで書けなくても、そこまで踏み込んで、こちらがこういうふうに変わることを望みながらこれをやっているという姿勢が書けることも重要だと思うので、中間取りまとめは会議の見解がきちんと文書化された方が、つまり省庁の合意に制限されない方がよいと思っております。

○森委員 出尽くしたようですけれども、重ねて申し上げたいのですが、公益事業と収益事業とは違うということで、特に株式会社の参入を拒んでいる分野があるのですけれども、片一方は税金を公的機関が使ってやるから民間が出られない。競争できないという分野をつくっているわけです。民間が出てこないのだから公益事業に違いないという論理でやっているけれども、現実には民間が株式会社化してやりたいと言っても出させない形になっておりますので、とにかくやっていいところ、やりたいというところがあればやらせるのを原則にすることをぜひはっきりさせていただきたいと思うんです。一方はとにかく収益を上げて税金を払って、一方は税金を使って、言ってみればサービスにならないサービスをやっている。どちらがいいかということをはっきりさせておいた方がいいと思っております。ですから、公益事業とは何なのかという定義をはっきりさせたいと思います。どうしても民間ではやれないものがあるとしたら、本当にそういうものかどうか実験してみたらいいと思います。それが1つです。

もう1つ申し上げておきたかったのは、経済活性化はいいのですけれども、例えば都市とか住宅という分野に関して言いますと、どうしても持ち家主義のようなことで住宅という取得させるとなるのですが、世界の趨勢は住宅というのはそもそも借りて使うものです。ところが、それに対しては逆インセンティブが効いていて、借りていると所得があるとみなして課税するという、それほどひどい。例えば会社から安く借りていると、高い所得があったとみなして取るという逆インセンティブが効くようになっていますが、逆に取得するときには物すごくいろいろなサービス税制になっている。この辺をせめてイコールにして世の中の流れを変えるべきではないか。どちらかといえば所有ではなくて使用を中心にしていきますと、それが証券化の対象にもなってくるわけです。つまり、家賃をとるものに対して投資も流れる。その基本的なところを変えないと、一向に都市投資または住宅投資は長く要らないのではないか。その辺もぜひここで取り上げてほしいと思っております。

○生田委員　今まで視界がきかなかったので黙っていたのですけれども、やっと見通しが出てきたので一言だけ言います。

最初の話で、ここで決めたことと担当する省の審議会の関係をどうするのかということ、_____優先、外したらという御議論があつて、私は本筋はそうだろうとは思うのですが、こちらは非常に短時間でがらっと詰めて、ほかの委員の方は専門家がたくさんいらっしゃるから完璧を期していらっしゃるのだろうけれども、私みたいな素人がやっている部分もあったわけで、気がつかない面とかいろいろな面もないとは断言できないと思っております。けれどもここでおこしてということだから、大きくコースを外してはいけませんが、フェアウェイから多少ラフのところがあっても大きく踏み外してなくて場外にいていなければ、多少現実味を持った議論を、経験の深い他の省の審議会の意見もある程度聞きながら、余りがちがちにここで決めたのだから絶対に少しでも間違ったらまかりならんというのはいかがかなという感じがしております。決して踏み外せということはないですけれども、こっちにきちんと説明があつて理解されることであれば余り頑にならないで、いい案をつくれればいいわけですから、いい案をまとめていく。

今後はただし書きのところかどこかで議論になっていましたけれども、皆さんのおっしゃっているとおりだと思います。今、縦でしてきたのを今度はせつかく横で見ようというわけですから、当然ながら今まで縦で見てきた6つの分野も総合的にコンプリヘンシブに考えようと思ったら入れて考えざるを得ない局面があるのだろうと思うから、こういうただし書きはむしろない方がいいのではないかという感じがしました。

○村山委員　(3)の活性化に資するビジネスのところであれば入れていただきたいと思うのは、都心の高度利用ということで都市再生の名前は入れていただいているのですが、森委員のお話にもありましたように、不動産の流動化とか不動産の使い方といったものが、特に今は活性化していない理由の最大の問題はデフレなので、こういうところで都心の高度利用というのはどちらかというとハード面の話でございまして、これはこれで経済活性化に物すごく資するのですけれども、もう少し不動産のソフト面の部分、私が主張しているのは不動産の流動化に関する横断的な規制改革をやらせていただいているのですけれども、もし入れていただけるとハード面とソフト面の両方から書いていけますし、不動産に注力過ぎのように見えるかもしれませんが、活性化というところでは、特に今の景気の現状を見るにつけなかなか外せないのではないだろうかということでリクエストさせていただければと思いました。

○宮内議長　ありがとうございます。まだたくさん御意見があろうかと思いますが、ここで副大臣からコメントをお願いいたします。

○能代副大臣　時間もあれなので簡潔に申し上げさせていただきたいと思いますが、IT会議でいろいろやったださるという話で、御意見もございましたけれども、規制改革の観点は少ないのではないかという感じがいたします。例えば放送と通信を融合したら公平中立であるという原則が引っかかってくるという話でけれども、アメリカは既にフェアネスドクトリンを廃止したわけですから、放送局が公平中立であり得るわけではないです。政権等を大いに批判しないと放送局は成り立たないわけですから、フェアネスドクトリンも外してもっといろいろな主体が参入できるような放送にするという観点で、連携もよろしいですけれども、規制改革の観点から御検討いただければ大変ありがたい。

あとは司法制度の関係でございますけれども、今向こうでやっていますけれども、あれは弁護士資格を持っている人が中心にやっているんですね。規制改革の観点からすると全く後ろ抜きの規制を強化してロースクールをつくろうというだけの話でありますから、司法研修所の定数が合格者の数を制限しているとか、極めておかしいような話がありますし、弁護士会が公的な機関になっているとかおかしげな話もありますから、そういう観点からぜひしっかりここで取り上げていただきたい。

お話もございました規制改革特区というのは実にすばらしいアイデアだと思いますので、大いに御検討いただきたいと思います。

○宮内議長　ありがとうございます。時間が過ぎてしまいましたが、坂政策統括官からどうぞ。

○坂政策統括官　今伺っていて1つだけコメントしたいのですけれども、1ページの一番下の留意点で6分野以外の分野を中心に取り組むと書いてあるのは、作業の能率を考えたわけです。つまり、去年1年間やって今年の3月というこれから何日か後に閣議決定するわけでございます。政府の態度はそこで一回決まるわけです。6分野については去年1年間随分やったわけで、それをさらにやっても要はこの会議の能率を考えとる実入りが少ないのではないかと。ただ、6分野の中でも昨年余り手がつかなかったことと、あるいは先ほど清家先生がおっしゃったような状況変化ということもあり得るわけですし、そういう場合は当然かなりの実入りが期待できればそれはやった方がいいと思いますけれども、そうでない特段の変化が去年、この1年といってもまだつい最近ですけれども、間でそれほど変化がないものについて手をかけてみても効果の上がり方が少ないのではないかとこの発

想でございます。

○宮内議長 時間が過ぎてしまいました。今日の御議論を踏まえまして次回までに資料5の新年度についてのペーパーをさらに修正いたしまして、当会議の方針を決めていく形にしたいと思います。

なお、さらに追加の御意見がございましたら事務局にできるだけお伝えいただきたいと思えます。

さてそういうことで、中間取りまとめということで横串の検討課題を取り組むことになりまして従来重点6分野のワーキンググループの組みかえを考えないといけないということもございまして、その辺はお含みおきいただきたい。組みかえて検討体制をつくるということでございます。

専門委員の方々でございますが、とりあえず年度末をもって調査を終了したということと所要の手續をお願いするということでございます。新年度の検討において必要と考えられる場合には、例えば再任を個別にお願いするということでございますので、その点はご了解いただければと思えます。各専門委員には事務局からその旨をお伝えいただくことになると思えます。

それでは、最後に事務局から連絡事項はございますでしょうか。

○宮川室長 次回でございますけれども、とりあえずは4月上旬を考えておりまして、中身は今御審議賜りました3か年計画の御報告、これは3月末に閣議決定になりますので、この御報告と、新年度の方針について確定版を決めていただく。体制の議論もあろうかと思えますが、そのあたりが議題になろうかと思えます。

以上でございます。

○宮内議長 以上をもちまして今日の会議を終わらせていただきます。時間が超過いたしましたので、申しわけございませんでした。ありがとうございました。

(了)

